

2026.7.29

討議にあたっての質問および意見

専門委員 市橋博

(障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会)

《議題1 共生社会実現に向けた取り組み》

【質問事項】 質問事項に対しては文書で回答もしくは資料の提示をお願いします。

1 「事業番号11 心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化への支援」に関して

- ①東京都が補助を行った区市町村のとりくみを、具体的に教えてください。
- ②全区市町村で取り組みが進んでいない理由(課題)は何ですか。都の考え・分析を教えてください。

2 「事業番号21 福祉教育の充実」に関して

- ①授業内容の例をいくつか示してください。
- ②授業の時間数は、年間でそれぞれどれだけ確保できているのでしょうか。各区市町村や高校によって時間数の差はないようにできていますか。

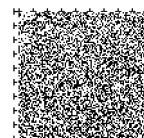
3 「事業番号63 福祉避難所情報伝達等支援事業(包括補助)」に関して

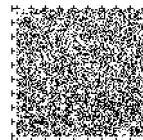
- ①令和6年度の実施は1自治体、令和7年度の実施も1自治体となっています。
実施した自治体の事業内容は、どのようなもののでしょうか。具体的に教えてください。
- ②都は、全自治体で行うべきと考えているのでしょうか。そうであれば都はどのように指導・支援をしているのでしょうか。

【意見】

1 東京都障害者・障害児施策推進計画(令和6年度～8年度)(以下、「推進計画」)によれば、「施策目標Ⅰ 共生社会実現に向けた取り組みの推進」において、「障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、「社会モデル」の考え方を踏まえた上で、社会的障壁の除去を進める必要がある」という趣旨の前提で考えていく必要があると述べられています。「推進計画」の評価や今後の施策に関しては、上記をふまえた論議をしていく必要があると考えています。

2 「共生社会実現に向けた取組の推進」の柱だての一つに「生涯学習・地域活動等への参加の推進」が挙げられています。障害者が地域で生活・就労を行っていくうえで、重要な事項であると考えています。





都が障害者のスポーツや文化芸術活動のとりくみに主体的に運営したり助成したりしていることはありがたいことです。今後も実態や要求に応じて、拡大していただきたいと考えています。

また、余暇支援として、事業番号81の「青年・成人期の余暇活動支援事業」を行っていること、そして、2026年度からは「障害児者の居場所づくり促進事業」を開始していただいていることは、障害者の声を聞いて事業を拡大していただいたこととして、大変ありがたいことだと考えています。

ただ、これら余暇支援の事業の実態では、自治体が2分の1、あるいは4分の1の負担を行うことが一つの原因となり、とりくみの広がりが見られません。また、特に居場所づくり促進事業は保護者の就労支援が主な目的になっていて、障害者本人の自主的な活動を育てるものになっていません。

共生社会の実現のために、これら余暇支援の事業のありかた（都による予算面の支援の拡充や補助の要件の見直しなど）については、しっかり考えていく必要があります。

3. 「共生社会実現に向けた取組の推進」の柱だての一つに「虐待防止等への対応」が挙げられています。

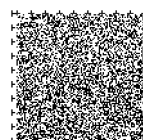
厚生労働省の調査によれば、障害福祉サービスの事業所数が増加する中で、10年間で虐待件数は約4.1倍になっているとのことです。サービスの質を確保するために、国としては都道府県による事業所への運営指導をするよう求めています。が、「都道府県等による事業所への運営指導の実施率は低く、厚生労働省の指針で定める水準（3年に1度）に未達成だ（全国平均16.5%）」という認識です。

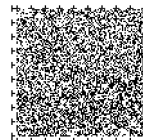
その中で、東京都は、福祉局が公表しているものによれば、令和6年度の指導監督の数字は以下のようになっています。年度によって数字の違いはありますが、障害児入所施設以外は、おおむね国の求める3年に1回とはかけ離れた実態です。

サービス名	対象数	実施数	実施率
障害者支援施設等	2,322	12	0.5%
障害児入所施設	18	1	5.6%
障害福祉在宅サービス	7,554	60	0.8%
障害児通所事業	1,459	21	1.4%

「事業番号27 障害者虐待防止対策支援事業」においておこなわれている研修の充実はもちろん大切ですが、サービスの質を確保するために指導監査の実施率の向上は必須であると考えます。東京都がこのことに相当重大な覚悟をもってあたることが重要です。

現状と課題として、このことを新しい推進計画には明確に書き込むことを求めます。





≪議題2 障害福祉人材対策関連施策の取組≫

【意見】

Ⅰ 現行の「推進計画」の施策目標Ⅴ「サービスを担う人材の養成・確保および DX の活用」における「現状と課題」では、「一般に他業界に比較して賃金が低い傾向にあります。…離職率が高いため、人材の確保・定着や計画的な人材育成が難しく、各事業所において質の高いサービスを安定的に提供することは難しい状況にあります」と分析していて、それは3年たった今でも解決されることなく、さらに厳しい状況になっているといえます。国は、他の業種との平均賃金の格差は月8万円ほど、との調査結果を示していますが、東京都ではさらに格差がある状況だと考えられます。

都は、そうした状況もふまえ、障害者福祉サービスに関する報酬改定に関して国に提言を出しています。しかし2026年度に行われた「臨時改定」の状況においても、各現場の厳しさは変わりません。

国が十分な施策をおこなえなかった場合、東京都は以下を参考に、独自の補助と施策をさらに広げてもらいたいと考えます。人材の確保と定着は、「推進計画」の最重要事項といえます。

① 報酬改定の改善に向けて、東京都の福祉労働者の実態に基づき、引き続き国に対して意見を述べていくことは重要です。その際、基本給を引き上げていく報酬改定となるよう伝えてください。

その際、最低賃金の上昇率に見合うような報酬改定にするという観点も加えていくことが重要です。

② 障害者関連の福祉労働者の実態調査を東京都が行うべきです。

③ 東京都が都民の実態に応じて計画する障害者サービスに必要な障害福祉労働者数を、明らかにしていった、必要人数の確保ができる支援策が必要です。

④ 現在行われている「事業番号239 障害福祉サービス等職員宿舍借り上げ支援事業」「事業番号335 障害福祉サービス居住支援特別手当事業」などは都による単独の支援事業としてありがたいものですが、その額と支援年数などが、東京都内で働く職員の生活実態には不十分なものと考えられます。事業としての拡充を行っていくように検討すべきです。

⑤ 「事業番号328 福祉人材センターの運営事業」を東京都が実施主体として行っているのは評価できます。福祉人材紹介に関しても、今後も東京都が責任をもって行うシステムを拡充していったほしいと考えます。

⑥ これまでも、国に先立って東京都がとりくみを進めていき、その後国が追随することはありました。障害福祉の人材確保・定着のための制度づくりも、東京都が主体的に動いていくことが重要だと考えます。

